

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準の制定について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項及び第10項並びに第8条の2第1項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条の2、第2条の4、第4条の2及び第4条の2の2

3 制定の趣旨

一般廃棄物（家庭ごみや事業所から出る産業廃棄物以外のごみ）は、市にその処理責任があり、市が直接又は委託により処理（廃棄物の処分及び収集運搬をいいます。以下同じ。）することが原則です。ただし、市による処理が困難な場合は、市から一般廃棄物処理の許可を受けた事業者（以下「許可業者」といいます。）に処理させることができるものとされています。

現状では、本市で発生した一般廃棄物の処分については、主に市の清掃工場（沼上・西ヶ谷清掃工場）で、また、処分施設までの収集運搬については、市（直接処理又は委託）及び既存の許可業者により対応しており、本市では、これまで事業者に対する新たな一般廃棄物処理の許可を行わない方針としてきました。

しかし、市の清掃工場での処分方法は焼却・溶融処分（熱回収、溶融スラグ生成）に限られており、再生利用（リサイクル）が可能な市の施設がないため、本市が循環型社会の形成やカーボンニュートラルを推進するためには、一般廃棄物のリサイクル施設の整備が求められる状況にあります。また、本市の一時多量ごみ（引っ越しごみなど一時に多量に発生する家庭ごみをいいます。）を扱える許可業者の事業場が市内に偏在している現状もあります。

そこで、令和5年度から一般廃棄物処理に係る許可の取扱を見直し、循環型社会形成の観点から、その処理後物が有効利用（活用）されることが確実であると認められる場合等には、必要に応じて事業者に対する一般廃棄物処理の許可を行っていくこととしました。

今回策定する審査基準は、この見直しを踏まえ、一般廃棄物処理の許可に際し、法令の定める許可基準の具体的な取扱を規定するものです。

この審査基準案について、ぜひ皆様のご意見をお寄せください。

4 規則等の案の内容

(1) 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」といいます。）の規定に基づく一般廃棄物処理業及び一般廃棄物処理施設の設置の許可について、必要な基準を定めることを目的とします。

(2) 用語の定義

ア 省令 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則をいいます。

イ 使用人 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第4条の7に規定する使用人をいいます。

ウ 一般廃棄物処理施設 法第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設（し尿処理施設を除きます。）をいいます。

エ 産業廃棄物処理施設 法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設をいいます。

オ 再生利用 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）第2条第6項に規定する再生利用をいいます。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可（法第7条第1項及び第7条の2第1項）に係る審査基準

ア 市による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であることの基準（法第7条第5項第1号関係）

本市による収集又は運搬が困難である一般廃棄物の種類は、次のとおりとします。

(ア) 事業活動に伴って排出された一般廃棄物（市指定の事業所用ごみ袋を使用して家庭ごみ集積所に排出する場合を除きます。以下「事業系一般廃棄物」といいます。）

(イ) 一時的に家庭から多量に排出された一般廃棄物（おおむね100kg以上のものをいいます。以下「一時多量ごみ」といいます。）

(ウ) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号。以下「家電リサイクル法」といいます。）第2条第4項に規定する特定家庭用機器（以下単に「特定家庭用機器」といいます。）

(エ) し尿及び浄化槽汚泥

(オ) その他市長が特に収集又は運搬が困難と認める物

イ 一般廃棄物処理計画に適合するものであることの基準（法第7条第5項第2号関係）

(ア) 静岡市一般廃棄物処理基本計画第3章基本施策3施策1①の一時多量ごみに係る許可を認める場合は、本市の収集運搬業の許可（取り扱う廃棄物の種類に事業系一般廃棄物を含むものに限ります。）を有する者が、既に許可を受けている車両台数の範囲内において新たに一時多量ごみの収集及び運搬を行う場合とします。

(イ) 静岡市一般廃棄物処理基本計画第3章基本施策3施策1②の収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であるとして許可を認める場合は、次

に掲げる場合とします。

a 事業系一般廃棄物を再生利用するために(4)イの基準に適合する処分施設まで運搬する場合(市内に収集及び運搬に係る事業場を有する者に限ります。)

b 家電リサイクル法の規定に基づき、他自治体で発生した特定家庭用機器一般廃棄物を市内の指定引取場所まで運搬する場合

ウ 申請者の能力に係る基準(法第7条第5項第3号及び省令第2条の2第2号関係)省令第2条の2第2号イの「一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」と認める者は、次の各号のいずれかを満たす者としてします。

(ア) 現に申請しようとする業務の内容に応じた一般廃棄物又は同種の産業廃棄物の収集又は運搬を業として2年以上行っている者(法人の場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。ただし、監査役は除く。)、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が2年以上業務に従事していること。)

(イ) 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する一般廃棄物実務管理者講習又はこれに準ずる講習を受講している者(法人の場合は、その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。ただし、監査役は除きます。)、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が当該講習を受講していること。)

(ウ) その他市長が知識及び技能を有すると認める者

エ 欠格事由に係る基準(法第7条第5項第4号関係)

法第7条第5項第4号ホの「法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含むものとします。

(4) 一般廃棄物処分業の許可(法第7条第6項及び第7条の2第1項)に係る審査基準

ア 市による一般廃棄物の処分が困難であることの基準(法第7条第10項第1号関係)本市による処分が困難である一般廃棄物の種類は、次のとおりとします。

(ア) 再生利用することを目的とした一般廃棄物

(イ) 実験用小動物の死体

(ウ) その他市長が特に処分が困難であると認める物

イ 一般廃棄物処理計画に適合するものであることの基準(法第7条第10項第2号関係)

静岡市一般廃棄物処理基本計画第3章基本施策3施策2⑤の処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であるとして許可を認める場合は、再生利用のために一般廃棄物の処分を行う場合であって、次のいずれにも該当するときとします。

(ア) 当該処分が廃棄物の再生利用の方法として通常行われているものであり、処理過

程や処理後物の取引市場等が確立されていること。

(イ) 処分する一般廃棄物の大部分が再生利用されること。

(ウ) 一般廃棄物を安定・継続的に再生利用し得る具体的な処理計画を有すること。

(エ) 一般廃棄物処理施設において処分を行うこと。

ウ 申請者の能力に係る基準（法第7条第10項第3号、省令第2条の4第1号ロ及び第2号ロ関係）

省令第2条の4第1号ロ(1)の「一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」と認める者及び同条第2号ロ(1)の「一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」と認める者は、次の各号のいずれかを満たす者とします。

(ア) 現に申請しようとする業務の内容に応じた一般廃棄物又は同種の産業廃棄物の処分を業として2年以上行っている者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。ただし、監査役は除きます。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が2年以上業務に従事していること。）

(イ) 一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習の当該業務において使用する廃棄物処理施設の種類に応じたコース課程又はこれに準ずる講習を受講している者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。ただし、監査役は除きます。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が当該講習を受講していること。）

(ウ) その他市長が知識及び技能を有すると認める者

エ 欠格事由に係る基準（法第7条第10項第4号関係）

法第7条第10項第4号が引用する同条第5項第4号ホの「法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含むものとします。

(5) 一般廃棄物処理施設の設置の許可（法第8条第1項及び第9条第1項）に係る審査基準

ア 適正な配慮がなされるべき周辺の施設に係る基準（法第8条の2第1項第2号及び省令第4条の2関係）

省令第4条の2の「生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設」は、次に掲げる施設とし、一般廃棄物処理施設の設置等に当たっては、その敷地境界から当該施設の区分に応じ次に定める距離を確保するものとします。

(ア) 学校、図書館等の教育・文化施設又は病院、老人ホーム等の医療・福祉施設
おおむね100m以上

(イ) 住宅、店舗等 おおむね50m以上（最終処分場の場合に限ります。）

イ 申請者の能力に係る基準（法第8条の2第1項第3号及び省令第4条の2の2第1号関係）

省令第4条の2の2第1号の「一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有する」と認める者は、次の各号のいずれかを満たす者とします。

(ア) 現に申請しようとする施設の類型に応じた一般廃棄物処理施設又は法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設を設置している者

(イ) 省令第17条第1項で規定されている資格を有する者（法人の場合は、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいいます。ただし、監査役は除きます。）、使用人又は業を行おうとする区域に存する事業場の代表者が当該資格を有すること。）

なお、一般財団法人日本環境衛生センターが実施する廃棄物処理施設技術管理者講習の当該廃棄物処理施設の類型に応じたコース課程を修了しているときは、省令第17条第1項第4号で規定されている者と認めるものとします。

(ウ) その他市長が知識及び技能を有すると認める者

ウ 欠格事由に係る基準（法第8条の2第1項第4号関係）

法第8条の2第1項第4号が引用する法第7条第5項第4号ホの「法人に対し、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」には、発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者を含むものとします。

5 規則等を施行する時期（予定）

令和5年11月頃